

# 意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : \_\_\_\_\_

ふり がな \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第13条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

市の発表と申請書のずれ

1. 市は、駅前をベッタウンから「住む、働く、1日を過ごす多世代が交流できる地域生活拠点にする」「駅前には商業、住宅、文化、交流、憩いの広場、保育子育て支援、ワークショップ、交通結節機能、交通広場」などを整備するとしていたが、早くも期待はずれだ。
2. 駅前街区(駅前)には地下2階、地上37階、146mの超高層ビル。北街区には地下2階、地上20階、92mの超高層ビルの2棟が建つ。  
各々の床面積が非表示のため面積比較はできないが、床の階数比較をすると、駅前街区では86%が住。北街区では75%が住宅だ。圧倒的に住宅だ。商業は駅前街区の10%しかない。  
憩いの広場も、保育子育て支援もワークショップもみられない。  
市民館・図書館・区役所の表示がなく、これら公共施設を「業務」と表示されているのだ。  
区民の税金で、区民に奉仕する公共機能を「業務」という名称にするのは公共施設を愚弄している。  
公共施設であることを明確にし、区民意見を取り入れて設計すべきだ。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者(事業者)に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者(事業者)が作成します。  
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室  
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日(木)まで(当日消印有効)